平成２８年（フ）第８９１号
千葉市稲毛区小深町141番地　ハイツ飯塚201号
債務者　佐藤由紀子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９０１号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目17番11―204号
債務者　畠山志麻子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２４０号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴811番地（フォーレストヒルＳ　302号室）
債務者　野田　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２５０号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町２丁目156番地（南東）
債務者　堀口　雅則
1　決定年月日時　平成28年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１８２号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷38番地１　ヴィオラ・カーサＡ―101
債務者　有江理香子（旧姓生島・井上）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２３２号
沖縄県浦添市内間３丁目16番１―305号　ホワイトマンション
債務者　金城　翔弥
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４８１号
仙台市泉区泉中央１丁目19番地の３　リッツコート泉中央402、住民票上の住所仙台市泉区泉中央１丁目19番地の３　リッツコート泉中央110
債務者　佐々木誠喜
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５４４号
仙台市泉区虹の丘４丁目10番地の６　県営虹の丘住宅３―101
債務者　佐藤　雅一
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９５号
秋田市太平黒沢字子田60番地
債務者　伊藤　　愛
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８号
秋田県潟上市天王字追分西24番地２　フェアステージ学園前101
債務者　斎藤　　剛
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９号
秋田県潟上市天王字追分西24番地２　フェアステージ学園前101
債務者　斎藤　千寿
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３号
福島県いわき市錦町江栗２丁目84番地の４
債務者　猪狩　春野
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第４９号
福島県いわき市平下荒川字砂田54番地の２　オルテットキミⅡ201
債務者　齊藤由里子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１１８号
茨城県土浦市板谷４丁目724―５　ファミール板谷Ａ棟201号室、住民票上の住所茨城県土浦市西真鍋町７番10号
債務者　舟串　直美
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５８号
茨城県土浦市真鍋６丁目６番62号
債務者　冨田　悦子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４７号
茨城県神栖市矢田部6751番地５
債務者　佐藤スミ子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部